（特定鉱業権関係登録令施行規則の一部改正）

第七条　特定鉱業権関係登録令施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第四条及び」を「第四条第一項及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第二項中「（昭和二十六年政令第十五号）」を削り、「同一の」を「経済産業大臣又は同一の」に、「第四十条第二項中「経済産業局長」を「第四十条第二項中「経済産業大臣又は」に、「と、「経済産業局」を「と、「経済産業省又は経済産業局」に、「前四条」を「第四十二条から前条まで」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第八条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「鉱業法第六十三条第一項後段及び第二項後段」を「鉱業法第六十三条第一項後段若しくは第二項後段又は同法第六十三条の二第一項後段若しくは第二項後段」に改める。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第九条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三号中「及び第二項後段」を「若しくは第二項後段又は同法第六十三条の二第一項後段若しくは第二項後段」に改める。

附　則

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号ホ㈠中「$Q_8=0$」を「$Q_9=0$」に改め、同号ホ中㈡を㈢とし、同号ホ㈠中「$Q_7=(10P_7+1)\times0.9V_7$」を「$Q_8=(10P_8+1)\times0.9V_8$」に改め、同号ホ中㈠を㈡とし、㈡の次に次のように加える。

㈠　液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽　$Q_7=(10P_7+1)\times C\times V_7$

第二条第一項第十五号ヘ中「$Q_9=q_9$」を「$Q_{10}=q_{10}$」に改め、同号備考中「、P_7」の下に「、C」を、「、Q_8」の下に「、P_8、V_8」を加え、「及びq_9」を「、Q_{10}及びq_{10}」に、「Q_6　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」を「Q_6　加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）」を「P_6　加圧蒸発器付低温貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）」に、「q_6　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方メートル毎時）」を「$V_7CP_7Q_7q_6$　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」を「Q_6　加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）」を「P_6　加圧蒸発器付低温貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）」に、「q_6　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方メートル毎時）」を「$V_7CP_7Q_7q_6$　高圧ガスの最大充填量の数値（単位　立方液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」を「Q_8　加圧蒸発器付容器の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」に、「P_7　加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）」を「P_8　加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）」に、「V_7　容器の内容積の数値（単位　立方メートル）」を「V_8　容器の内容積の数値（液化石油ガススタンドにあつては、容器及びこれに接続する貯槽又は他の容器のそれぞれの内容積を合算した数値）（単位　立方メートル）」に、「Q_8　処理設備である減圧弁の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」を「Q_9　処理設備である減圧弁の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」に、「Q_9　減圧設備の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」を「Q_{10}　減圧設備の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）」に、「q_9　当該減圧設備に係る高圧ガスの流入量の数値（単位　立方メートル毎日）」を「q_{10}　当該減圧設備に係る高圧ガスの流入量の数値（単位　立方メートル毎日）」に改める。

第十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条第一項第二号から第四号までの基準に適合すること。

第十三条第二項第三号中「基準」の下に「（製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、同項第七号の基準）」を加え、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条第二項第二号の基準に適合すること。

第十一条第二号中「、学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であつて」を「、協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ」に、「有するもの」を「有する者」に改める。

第八十一条第四項中「法第八条第一号」を「第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二号中「卒業した者であつて」を「卒業し、かつ、」に、「有するもの」を「有する者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、液化石油ガス保安規則第二条及び第十三条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（液化石油ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は同条第二項の届出を行っている者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則第二条第一項第十五号並びに第十三条第一項第二号、第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。